

安曇野市議会基本条例の一部改正(案)に対して寄せられたご意見とご意見に対する考え方と対応

(安曇野市議会基本条例の一部改正(案)に関するパブリックコメント実施結果)

1 概要

- (1) 意見募集期間：令和3年5月24日(月)から令和3年6月23日(水)午後5時まで(必着)
追加募集期間：令和3年7月6日(火)から令和3年7月19日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 告知方法：議会事務局(市役所3階)、各支所地域課、各図書館での配布・閲覧、市議会ホームページ
- (3) 意見提出方法：持参、郵送、ファックス、電子メール

2 意見提出数

- (1) 意見提出件総数：11件(持参3件、郵送0件、ファックス2件、電子メール6件) ※その他匿名1件(ファックス1件)
- (2) 個別意見総数：26件

	項目	個別意見数
1	改正全般	3
2	第2章 議会及び議員の活動原則【新規】	—
3	第6条第3項【字句追加】(第3章 市民と議会の関係(市民参加及び市民との連携))	1
4	第6条第4項【字句追加】(同上)	
5	第10条第2項【字句加除】(第4章 議会及び議員と市長等の関係(政策等の形成過程の説明))	2
6	第23条第2項【字句追加】(第8章 政務活動費(政務活動費))	1
7	第28条第1項【字句修正】(第10章 最高規範性及び見直し手続(見直し等))	5
	その他(参考意見等)	14

3 ご意見とご意見に対する考え方と対応

< 1 改正全般 >

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方と対応
1	基本的には、素案の通りが良いと思います。	ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。 今後も、議会基本条例に基づく取り組みを進めていきたいと考えます。
2	今回の改正（案）について異論はありません。	
3	1項目目から5項目目までは形式的修正と思われますので、特にコメントはありません。	

< 2 議会及び議員の活動原則：災害時の議会对応の追加 >

※今回は、特にご意見はありませんでした。改正案のとおりとさせていただきます。

< 3 (第6条第3項) 市民参加及び市民との連携 及び 4 (第6条第4項) : 字句の追加 >

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方と対応
1	<p>明確化には賛成。</p> <p>条文は明確化されるにこしたことはなく、それ自体に異論はない。しかし、本来の議会基本条例の最高規範(第27条)としての性質からして、その他(下位)条例等の根拠法となるものであるため、仮に条文にやや抽象的な字句が使用されていたとしても、基本条例及び該当条文の成立過程・立法意思を尊重した解釈によって読み取るべきである。</p> <p>つまり、最高規範としての条文によって明確化されるべきは『条文の適用範囲』ではなく『条文の意思』だという事が、改正の前提でなければならない。</p> <p>この場合、「広く市民の意見を取り入れ市政に反映する、議会を開かれたものにする」という方向性が条例全体に散見されるため、その「開かれた議会」という大義に照らして「請願・陳情・審議・審査に関わらず、原則として必要や求めがあれば説明及び意見を聴く」と読み取るのが自然かつ妥当である。</p> <p>加えて言えば、その場で何らかの議決がなされる訳でもない、あえて言えばただの説明や意見交換だ。現状も、乱発されて弊害が出ている事実も無い。開催ハードルを高くする根拠に欠ける。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見を尊重し、改正案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、その他のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>第6条第4項の字句の追加については、議会の評価等は、本会議及び委員会でされます。このとき、地方自治法上、本会議では審議、委員会では審査の用語を使い分けていることから、明確化したものです。</p>

< 5 (第 10 条第 2 項) 政策等の形成過程の説明：字句の加除 >

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方と対応
1	<p>2 項字句修正の改正案に賛成。</p> <p>条文の明確化という改正理由となっているが、この場合は現行「政策評価」→改正案「評価」、現行「審議に努める」→改正案「よう努める」ということで、改正案ではむしろ具体化せず抽象化する事で条文の意思を明確化し、それによって適用範囲の(条文意思に照らして)不適正な限定化を防いでいる良い例である。</p> <p>上記 6 条の場面と比較すると、この論法での「明確化」の方が最高規範「基本条例」の改正案としては適当ではないかと考える。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見を尊重し、改正案のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>(別紙) 安曇野市議会基本条例 検証結果による「評価区分別の方向性」一覧【総括版】に、第 10 条第 2 項の改正理由として「条文の内容を明確にするため、条文を修正するものです。」とありますが、改正することで「条文の内容は不明確」になると思います。</p> <p>「委員会から出された今後の具体的な方針や内容等の意見等」欄には「・議員としても、もっと取り組んでいかなければいけない・わかりにくい条文という意見もあるので、検討する」とあり「条文がわかりにくい」とのことですが、「わかりにくい条文」は具体的にどの部分なのでしょう。</p> <p>現在の「政策評価に資する審議に努める」の部分がわかりにくいので「執行後における評価に資するよう努める」と改正したと「委員から出された今後の具体的な方針や内容等の意見等」から推測しましたが、改正後の方が抽象的でわかりにくいと思います。</p> <p>改正後の「執行後における評価に資するよう努める」は、執行後に何を評価するかという、評価の目的が「わかりにくく」なっていると思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>意見番号 1 のご意見のとおりと考えますが、条文冒頭が、「前項の政策等の提案を審議するに当たっては、」となっていることから、後文に「政策」・「審議」という字句を入れることによって、「政策評価」の「政策」と「政策等」の違いが不明確となり、また、「審議するに当たっては、」となっているところに、再度「審議に努める」では、「審議」が重複し分かりにくいことから、「評価に資するよう努める」に改正するものです。</p> <p>条文の改正は、改正案のままさせていただきます。</p>

	<p>一方、現在の条文であれば「執行後における政策評価に資する審議に努める」とあり、「審議」の目的が「政策評価」であることが、具体的に示されていると思います。</p> <p>以上のことから、第 10 条第 2 項については、改正することによってより「わかりにくい条文」となることから、改正する必要はないと思います。</p>	
--	---	--

< 6 (第 23 条第 2 項) 政務活動費 (政務活動費) : 字句の追加 >

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方と対応
1	<p>5 項目めの改正案を検討する上で、「安曇野市情報公開条例第 5 条」を確認すべく、安曇野市ホームページトップにて“安曇野市情報公開条例第 5 条”を検索しましたが、検索結果一覧に表示されるリンクをいくつかクリックしても、「お探しのページを見つけることはできませんでした。」となって確認することはできませんでした。やはり、パブリックコメント関連の条例が参照できないのは問題ですので事前に確認頂く事を、改善事項としてコメント致します。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>条文の改正は、改正案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、改善事項に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

< 7 (第 28 条第 1 項) 最高規範性及び見直し手続 (見直し等) : 字句の修正 >

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方と対応
1	<p>改正理由からは適宜検証ができるようにするためとなっておりますが、必要に応じた時とはいつなのか、誰あるいは誰たちが判断するかということが明確になっていません。このことは委員からも意見として出されています。</p> <p>こういった場合、往々にして検証が行われなくなっていくと考えられます。適宜検証が必要なことはわかりますので、この場合の改正としては『・・・定期的に検証するものとする。』を『・・・定期的に検証するとともに、適宜検証するものとする。』にするか、第 1 項はそのままで、第 2 項として『前条項の外、議会運営の変更や社会情勢の変化に応じ適宜検証することとする。』を加え、どちらの場合でも、次項に適宜としての条件を明記する規定を追加すべきです。</p> <p>そうしなければ大多数の議員が必要ないと判断すると検証が行われなくなるからです。改正案では議会基本条例の後退になってしまうと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>条例施行後 7 年間検証をしなかった反省のもと、必要がないから検証をしないのではなく、検証の頻度を高めたい、必要があれば年に複数回でもできるように臨機応変にしたいという意図から、定期的ではなく「必要に応じて」と改正するものです。</p> <p>条文の改正は、改正案のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>改正案の方向性には賛成。</p> <p>上記 6 条、10 条についての理由と同様。【※ 3-1、5-1】</p> <p>条文意思に沿うために柔軟な適用が可能な字句への改正には賛成。</p> <p>しかし逆に、検証が必要無い時とはどんな時なのか。議決行動、政策・条例立案提言等、その他議員としての公の言動全ての規範として議会基本条例が存在しているのではないか。規範とする条例に照らして行動するという事は、即ち常時この条例の達成を検証している事に他ならない。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>ご意見を尊重し、改正案のとおりとさせていただきます。</p>

	つまり、「検証」は「常時」。「改正」は「必要に応じて」が然るべきあり方である。	
3	<p>改正案で『…必要に応じて…』と、ありますが、現行のまま『定期的』を望みます。</p> <p>理由:改正理由の『社会情勢の変化』があるからこそ、定期的に検証する必要があると思います。また、『必要に応じて』の『必要』を決めるのは何方でしょうか?疑問が残ります。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>意見番号1と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>
4	<p>「委員から出された今後の具体的な方針や内容等の意見等」では、「・検証は、何か特別な事態があればそれにに応じて、何かその必要に応じて事態が変わったときに合わせて行うことでもよい(ただし、必要に応じたときとはいつか、誰が判断するのかを決めておく必要がある)」とあります。カッコ内の但し書きはその通りだともおもいますが、この但し書きの内容が改正案には反映されていないと思いました。</p> <p>改正理由には「議会運営の変更や社会情勢の変化に応じ、適宜検証ができるようにするために、条文を変更するものです。」とあり、必要に応じて柔軟な対応をするための改正と読めます。</p> <p>しかし、改正案では「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。」となっており、議会が必要であると考えなければ検証する必要がないと読むことができます。</p> <p>例えば 2021 年 3 月の広報特別委員会でのセクハラ問題では、当初「議会においては無いものと認めています」との回答だったと 5 月 22 日の中日新聞で報道されました。これは、安曇野市議会基本条例の第 24 条にある「議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感をもってその</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>意見番号1と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>

	<p>責務を果たすとともに、品位を保持しなければならない。」に抵触する問題と言えます。この件に関しては、パワハラを知りえた時点で、議会で検証することが本来の議会の姿勢と思いますが、5月の新聞報道があるまで十分な検証をすることがなかったように思います。これは、パワハラの検証をする必要がなかったと議会が考えたからではないでしょうか。</p> <p>このような議会の現状をみると、議会が自ら「必要」であるという感覚は市民感覚と乖離していると思わざるを得ません。現在の安曇野市市議会は自己検証するという意識が高いと思いますが、今後その意識が低くなった時には、議会が検証を必要としないとなる可能性も否定できません。</p> <p>現在の24条の「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする」というのは、議会自身による自己監査といえます。監査は定期的を実施することで意味あるもので、必要に応じて行うことではないと思います。企業等で監査も必要に応じて行うものではなく、定期的に行うことで経営などに誤りがなければ検証するものです。</p> <p>24条はこのような趣旨の下で制定されたと思いますので、「必要に応じて」検証をするという改正案は、「議会の議会によるチェック機能」を著しく低下させる可能性が高いことから改正の必要はないと思います。</p>	
5	<p>本項目は他の項目の形式的修正とは異なり、「最高規範性及び見直し手続」に関するものでありますが、改正案、現行、改正理由をよく読んでも、なぜ改正する必要があるのか、改正することで何がどのように改善するのかが分からず、改正することが必要であろう明確な理由には思えません。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>意見番号1と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>

例えば、最高規範性において現行の条例のままでは不都合となる様な何らかの事象が発生したということであれば、それに対処する為に今回の改正が必要になるということならば理解できます。

つまり、現行の「定期的に」を改正案の「必要に応じて」に変更するということは、何らかの発生した事象は最高規範性に関わるものであるために、定期の検証まで待つことなく早急に検証することが出来るようにするための改正案であるならば、本件改正案の妥当性を検討する事が可能となります。(仮定の設定ですので、改正案のコメントは省略致します)

もしも、この様な推察に近い様なロジックの事象であるならば、具体的に発生したであろう何らかの事象を明確に提示した上で、改正案の妥当性をパブリックコメントとして公開して頂かないと市民は正しい判断は出来ません。

現状の告知情報のみでパブリックコメントを締め切るのではなく、再度背景情報を公開した上でパブリックコメントの機会を提供する事を検討頂けましたら有り難いです。

最後に、「何らかの不都合な事象等」は全く無く、昨今のコンプラ意識の高まりに臨機応変に適応するための改正という事でしたら上記コメントは一切無視頂けましたら幸いです。

<その他>

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方と対応
1	<p>議会基本条例第 24 条の・・・議員に対する政治倫理義務を課するとの条文があるものの、今般、5月22日付け中日新聞記事等に実名入りで、安曇野市議会議員間の諸ハラスメント事例が詳細に公表され、波紋が投げかけられた。</p> <p>①この政治倫理義務違反らしき疑いのある状況が発生したにもかかわらず、しかるべき公正適正な政治審議委員会等に諮ることができず、また懲罰規程もない状態では、一般市民としても、はなはだ困惑して遺憾であると考えます。</p> <p>べつに政治倫理審議委員会を設置したら良いと考えます。また懲罰規程も策定しておくべきだと考えます。今回、議長に対処を一任では、イレギュラーな方法です。</p> <p>②具体的には第 24 条第 3 項に新たに、例えば、懲罰規程を含め、審議委員会を別に設置して再発防止を図るべきかと考えます。</p> <p>(研修会を定期的開催して啓発することはむろんですが) 資料 19 ページに記載の 4 つの条文例を参考に、より突っ込んだ自律的議論をして中期的な議会改革推進を図ることが必要だと考えます。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>引き続き、議会として倫理条例等の検討も含めて検討していきます。</p> <p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>政治倫理に関して、平成 26 年度から 2 年間近くも、本市議会の多数派を構成する、2 つの会派の議員による政務活動費の不正使途等で問題化した事案は、新聞記事も数多く報道されて、記憶に新しいです。(複数の住民監査請求も出てかなり解決には混乱した)</p> <p>当時、この事件に伴う安曇野市議会でのモラル確立に関する決議があったのだが、これに関して今度の議会基本条例の見直し検証では全く触れられず、誠に残念でした。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>意見番号 1 と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>

3	<p>近年、様々な組織団体や企業等ではコンプライアンス／法令遵守を重視する傾向が強いと思います。この基本条例にはその文言や条文が見当たらないと思います。</p> <p>もしそうであるなら、これに関する条文を加えて、改正する必要はないのでしょうか。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>法令遵守を前提に条例等が定められていると考えますが、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>倫理規定の制定の希望です。</p> <p>検証結果報告書の評価区分で評価外に具体的な取り組み例として③倫理規定などの検討として記載がありますが、今回改正案等には含まれていません。</p> <p>今回改正案にはありませんが、過日の新聞報道にありましたセクハラやパワハラについての対応が、どう見ても不十分と感じました。過日の議会本会議で謝罪したとの事ですが、議会中継を見ている限り当該議員が画面から消えてしまい何が起こったのかと思った次第でした。いくつかの委員会を傍聴した際も会議規則第 111 条や第 147 条に抵触するのではないだろうかと思うことがありました。</p> <p>さらに、第 153 条の懲罰動議の提出が『懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出』となっていることなど勘案して、抑止力としての倫理規定を制定することが必要だと感じ『倫理規定の制定』を希望するものです。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>意見番号 1 と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>
5	<p>今回の改正案には無いが、提案として一点。</p> <p>第 10 条 1 項（3）にある、「市民参加の実施の有無及びその内容」の市民参加とは、この場合どのようなものを指しているのか。</p> <p>政策・事業等を行うにあたっての意見聴取やその意見の反映、その必要性を争点に掲げた選挙等は、事前の検証段階での市民参加の実施と言えるが、例えばそのような事前のものが無くても、政策・</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>第 10 条第 1 項（3）にある、「市民参加の実施の有無及びその内容」の市民参加は、市が政策立案の過程で、どのような形態を「市民参加」として実施するのか、又は実施したのかであり、議会は、それについて</p>

	<p>事業を実施してしまった後で市内の事業関連企業の規模や総数等を、解釈によって「市民参加の実施」と呼ぶことは可能ではないか。</p> <p>同項の他の5つと比べてもこれだけが特段、条文意思自体が不明瞭である。</p> <p>どのようなものを「市民参加」とするか、またどの段階での「実施」を問うているのか、条文意思の明確化や現在の議会の解釈は、注釈程度でも必要ではないか。せめて市民向けの解説書には例など記載して頂きたい。</p>	<p>審議することになります。議会が評価する内容の一つになるものと考えますので、議会がどのようなものを「市民参加」とするか、またどの段階での「実施」を問うているのかを、説明できるのではないものと考えます。</p>
6	<p>第24条 昨今の現状を踏まえ、政治倫理審査会の設置は妥当。</p> <p>条文にある「自覚」「責任感」などは内心の問題であり、言動に滲み出るとはいえ、議員全員のそのような「品位」を市民が常に監視しそれを投票行動に反映させるというのは現実的には困難。</p> <p>そのため、24条1項についてはまずは議員同士で検証し合い、健全な議会を作るよう努めて頂きたい。その検証において、客観的根拠と公平性を保つために政治倫理審査会を設置する事は一般的で自然な事である。</p> <p>委員会が出された結論にある「政治倫理条例、規程などを調査・研究し、その議論を進める」事と、「政治倫理審査会を設置しない」事とは、直接結びつかない。設置した審査会を軸に調査研究議論等すれば良い。</p> <p>また、委員意見にある「拙速な結論を出す」とは何を指しているのか。政治倫理審査会の設置は一般的に行われている手法で、安曇野市が人類初の試みというわけではない。それに対して不要・有害、または拙速とするなら、合理的根拠は何か。野蛮な安曇野市にはまだ早いという事か。</p> <p>重要なのは審査会の内容であり、審査会を軸に調査・研究し、「拙</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>意見番号1と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>

	速な結論」が出されないよう十分な検証・議論がなされれば良いのではないか。逆に、個人の心構えだけで達成されるのであれば、そもそも条文の達成の検証など不要ではないか。	
7	<p>第 12 条 市長・行政に対する議会による政策提言の実績はどのようなものか、疑問がある。</p> <p>現状までのそれが不十分だとしたら、委員意見にあるように、まずは全会一致というハードルから見直したらどうか。</p> <p>政策提言とは別の手段での議会の意思表示も、当然されるべき。しかし、政策提言を「行うよう努める」と規定している以上、何らかの実効力のある改革が行われなければならない。</p> <p>もし、とにかく全会一致でなければならないとするなら、例えば</p> <p>①討論がなされ大方の論点が出揃った時点で、</p> <p>②その政策を提言するに相当の合理性(大多数の合意)が認められた場合で、かつ、</p> <p>③反論によってその状況が覆らない(反対に相当の合理性が認められない)場合</p> <p>においては、市政を前に進める観点から議決時には内心に一定の反論がありつつも賛成するというような努力義務を設け、全会一致自体のハードルを下げてはどうか。</p> <p>いずれにしても、実効力をもって 12 条の形骸化を防ぐ必要がある。</p> <p>第 6 条等のような形で市民の意見を取り入れた政策形成を試みたところで、その政策が提言されなければ目的に沿わず、その部分においては議会の存在感が発揮されないという事になる。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>現在、地方自治法等に基づき、安曇野市政策討論会議設置要綱の見直しとともに、政策提言等実施要綱(案)を検討しています。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	私は「議会基本条例」の制定に際して開催された意見交換会で、市側の議案の議会上程に至る過程の関係委員会の審議において、重	ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

	<p>要案件は全て非公開とされることから、議会審議の重要性を指摘しました。その関係で条例の第3条（議員の活動原則）と第4条（議長の責務）が重要であると考えます。</p> <p>6月定例会においても市側の答弁が議員の質問に的確に答えていないと思われる場面が見受けられました。</p> <p>これを担保するため、「第4条 議長は、議会を代表して公正中立な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。」の「品位」を「権能と品位」にかえることを提案いたします。</p> <p>「権能」とは「議会審議に必要な市側の情報開示と答弁の的確性を求めること」を想定しています。</p> <p>また、「第3条（2） …資質を高める不断の自己研さん」に資するため、第22条（議会図書室）の機能強化を期待するものです。</p>	<p>議会の権能については、地方自治法第96条に基づく条例の制定・改廃、予算・決算などの議決権のほか、監視権、選挙権、自律権、意見表明権の権限があります。また、議会及び議員と市長等の関係については、自治基本条例第8条及び議会基本条例第9条において担保されているものと考えますが、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>議会図書室の機能強化については、他自治体について調査研究していきたいと考えます。</p>
9	<p>新聞からの報道で、議員同士間のセクハラ問題があり、対応が議長一任と知りました。</p> <p>第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇の所に、 ○議会政治倫理審査会を設置して、しっかりとした対応を決める。という事項を加えた方が、市民の方々に納得して頂けると考えます。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>意見番号1と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>
10	<p>倫理規定の「第24条 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感をもってその責務を果たすとともに、品位を保持しなければならない。」については、検証結果等報告書によると「今回の検証において、政治倫理審査会の設置等に関する条文は位置づけのないものとする。なお、今後は、政治倫理条例や規程などの内容・仕組みなどを調査研究し、議論をする中で進めていくことが望ましい。」とまとめられていまし</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p> <p>意見番号1と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>

	<p>た。</p> <p>5月下旬でしたか、安曇野市議会議員のセクハラ問題が新聞報道されたので、市議会がどう対応するのか注目していましたが、うやむやのままに誰も責任をとらないように見えます。これは、政治倫理審査会の設置等に関する定めがないため、その場しのぎの甘い対応に流れてしまったということではないでしょうか。</p> <p>したがって、政治倫理審査会の設置等に関する条文の位置づけは、先送りすることなく今回の見直しの中ですぐにも行う必要があると考えます。</p>	
11	<p>今回のパワハラ疑惑の件について、安曇野市議会は市民への説明責任をはたしておらず、市民の議員に対する信用は地に落ちたと言っても過言ではありません。</p> <p>特に、6月定例会本会議の内川議員の謝罪は、何の謝罪だったのでしょうか？画面にすら写っていませんでした。</p> <p>噂では委員会でも謝罪をしたそうですが、一体誰の為の何の為の謝罪なのか、疑問が残ります。また議会にも説明責任はあると思います。</p> <p>加え、6/23の議会運営委員会でパワハラ疑惑の件が議員から取り上げられた際も「今は時間がない・・・議長に一任」との発言が、複数の議員からあり、パワハラに関する議員の意識の低さに憤りを感じております。</p> <p>・意見</p> <p>以上の事などが平然と行われる安曇野市議会ですので、(参考)の例1～4のいずれかを条例に追加して頂きたいと思います。</p> <p>理由:議員の倫理的義務と品位の維持に、必要不可欠</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>意見番号1と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>

12	<p>安曇野市議会基本条例の改正の動きがあることは、最近まで知りませんでした。議会の動きには関心があったつもりですが、このパブリックコメントの情報も知人から得ました。今回のような議会の運営に大切なパブリックコメント公募については「あづみ野FM」などを通しての活発な広報活動があれば良かったと思います。今回のパブリックコメントの件数が少ないようでしたら、再度公募を行うことで広く市民の意見を反映していただければと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 今後は、広く広報・周知するよう努めていくものと思います。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>「検証結果等報告書」18～19 ページで検討された（3）政治倫理条例等について この結果では、「今回の検証において、政治倫理審査会の設置等に関する条文は位置づけのないものとする。なお、今後は、政治倫理条例や規程などの内容・仕組みなどを調査研究し、議論をする中で進めていくことが望ましい。」とするが、かような論理で先延ばしすることはすべきではない。安曇野市議会に今まさに、セクハラ、パワハラが俎上にある現時点で、第9章に政治倫理に関する条例を定める等、乃至は政治倫理審査会設置条項を定める旨を規定したうえで、政治倫理条例等の内容・仕組みを調査研究し、早急に進めるのが筋であると考えます。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 意見番号1と同じ考え方ですので、ご理解をお願いします。</p>
14	<p>議会基本条例第8条には「議会報告会は年1回以上行うものとする」とあります。 令和3年は改選後に行うとのことですが、市民との約束として、きちんと開催されることを担保してほしいと思います。 コロナ禍にかかわらず、今後とも年1回以上、きちんと開催して欲しいと思います。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 開催ができない特殊事情がない限り、開催の方法を工夫しながら、今後も年1回以上の議会報告会を開催していくことに変わりはありません。令和3年度も開催予定です。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

※匿名によるご意見

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方と対応
1	<p>6項目第28条の第1項の改正案ですが、「必要に応じて」とありました。</p> <p>「社会情勢の変化に応じ適宜検証ができるようにするために条文を変更するもの」と理由にあります。</p> <p>教育問題においても、再配置計画で何年も前に計画されていたことも社会情勢の変化に応じて変更していかないのでしょうか。</p> <p>総括版の基本条例にも載っていましたが、第2条第2号「市民の意見を把握し政策形成に反映」の意見、第6条第5項「市民との意見交換の場」での意見。また第24条第1項「議員責務の品質補助」での意見を拝見して納得できるものでした。</p> <p>市民の意見を把握して市民より選ばれ代表となる議員の方々には是非、開かれた明るい行政を作っていただきたいと願っております。</p> <p>行政でご尽力されている方々も大変なこととお察ししますが、市民の意見を把握していただけますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>安曇野市が、潤いますよう願っております。</p>	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>